

平成 29 年度

財政援助団体監査結果報告書

西条市監査委員

目 次

平成29年度財政援助団体監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の方法	2
第4 監査の結果	2
1 西条市サイクリング大会実行委員会に対する補助金について	3
2 西条市人権教育協議会に対する補助金について	4
第5 まとめ	6

西 監 第 1 4 9 号
平成30年3月28日

西 条 市 長 玉 井 敏 久 殿
西 条 市 議 会 議 長 児 玉 千 春 殿
西条市教育委員会教育長 柳 瀬 康 治 殿

西条市監査委員 越 智 典 雄
西条市監査委員 徳 増 達 史
西条市監査委員 楠 學

平成29年度財政援助団体監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

平成29年度財政援助団体監査結果

第1 監査の対象

平成28年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金について監査を実施した。

監査対象団体	補助金の名称	所管部署
西条市サイクリング大会実行委員会	西条市サイクリング大会開催事業補助金	産業経済部 観光振興課
西条市人権教育協議会	西条市人権教育協議会補助金	教育委員会 管理部 人権教育課

第2 監査の期間

平成30年2月5日から平成30年3月13日まで

第3 監査の方法

平成28年度において各団体に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうか、またチェック体制が適切に機能しているかどうかを主眼をおいて監査を実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体及び監査対象団体の所管部署から関係書類の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類等との照合を行うとともに、関係者及び所管課職員から説明の聴取を行うことにより実施した。

第4 監査の結果

監査を行った結果、各団体に交付された補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、所管部署にあっては団体に対する指導を強化し、適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては、所管部署の指導を真摯に受け止め、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

団体別の監査結果は、次のとおりである。

なお、軽易な指摘事項については、その都度指示、注意を行ったので記述は省略した。

1 西条市サイクリング大会実行委員会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市サイクリング大会開催事業補助金
- (2) 補助金交付先 西条市明屋敷 164 番地
西条市サイクリング大会実行委員会
- (3) 補助金額 4,000,000 円
- (4) 支出年月日及び金額 平成 28 年 4 月 25 日 4,000,000 円
- (5) 支出根拠 西条市補助金等交付規則
西条市サイクリング大会事業補助金交付要綱

(6) 西条市サイクリング大会実行委員会に関する指摘事項

西条市サイクリング大会実行委員会の会計処理を含めた事務局を産業経済部観光振興課（所管部署）で担い、現金預金を同課で取扱っているため、市の事務処理として「準公金の取扱いについて」の審査も併せて行った。

ア 事務処理規程等について

補助金等交付申請書、補助事業等実績報告書等の提出に際しては、組織としての決裁を取っている状況が見受けられないので、正確な事務処理を行われたい。

また、事務の決裁者の専決区分等を定めた事務処理規程、会計規程等を整備の上、適切な事務処理、会計処理等を行われたい。

(7) 産業経済部観光振興課に関する指摘事項

ア 補助金交付事務について、補助事業等実績報告書が提出された段階で、所管部署として補助金額が全額適正に使われているか内容を十分審査し、補助金を確定する必要があるため、補助金の確定に係る決裁を取っておかれたい。

イ 準公金としての取扱いについて

当該補助金については、補助金を交付している市の所管部署と、補助金の交付を受けて事業を実施する事務局が同一であり、委員会の現金預金の会計処理を所管部署が行う準公金となっている。準公金の取扱いに関しての検査員が、準公金事務処理の所管課長である観光振興課長となっているが、問題等の把握、指摘等に関し独立性が担保されにくいとため、他課の職員や入出金に係る決裁系列にない者を指名することを検討されたい。

2 西条市人権教育協議会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市人権教育協議会補助金
- (2) 補助金交付先 西条市明屋敷 164 番地
西条市人権教育協議会
- (3) 補助金額 4,254,000 円
- (4) 支出年月日及び金額 平成 29 年 5 月 13 日 2,127,000 円
平成 29 年 10 月 25 日 2,127,000 円
- (5) 根拠法令等 西条市補助金等交付規則
西条市人権教育協議会補助金交付要綱
- (6) 西条市人権教育協議会に関する指摘事項

ア 事務処理等について

平成 24 年度の財政援助団体の監査時に、「事務処理規程、会計規程、給与規程がない状況であり、各種規程を整備の上、各種事務、会計等を適切に行われたい。」との指摘に関して、「平成 26 年度より協議会の体制を見直し、市雇用の嘱託職員を協議会の専従職員として対応することとしたため、新たな処理規程を設けるのではなく、市の文書事務の手引きや事務決裁規程、会計規則等の市の規程に基づき事務処理及び会計処理を行うこととし対応している。」との回答を得ているが、これらに準じていない事務処理が散見されるので、その取扱いについて徹底されたい。

(ア) 補助金交付申請等の事務について

団体から、市への請求書や補助金交付申請書等の提出に際しては、組織としての決裁を取っている状況が見受けられないので、適切な事務処理を行われたい。

(イ) 会計処理に関する事務について

収入、支出伝票の様式や文言、記載事項、決裁区分等を整理し統一的な取扱いをするとともに、市の「会計規則」や「支出命令書等の作成要領」に基づいた処理をされたい。

- a 旅費等の事務処理について、必要な時より以前に支出命令書を作成し旅費を引き出しているが、概算払・精算の手続きをして支払処理を行われたい。
- b 食糧費の事務処理について、市の会計規則等に準じて会計処理を行うのであれば、「食糧費支出伺い」を作成し決裁処理を行われたい。
- c 各団体等への参加資料代への請求通知書を送付する場合は、回議書による決裁処理の上、事務処理を行われたい。

イ 事業について

(ア) 協議会の予算編成に関して、それぞれの費用項目において必要経費を積み上げた手法を取り、真に必要な事業費及び補助金の積算に努められたい。

(イ) 繰越金が多いが、この繰越金に関しての妥当性の検討や、発生原因の分析を行い、繰越金の必要性やその相当額についても検証されたい。

(7) 教育委員会管理部人権教育課に関する指摘事項

- ア 平成24年度の財政援助団体の監査時に、「事務処理規程、会計規程、給与規程がない状況であり、各種規程を整備の上、各種事務、会計等を適切に行われたい。」との指摘に関して、「平成26年度より協議会の体制を見直し、市雇用の嘱託職員を協議会の専従職員として対応することとしたため、新たな処理規程を設けるのではなく、市の文書事務の手引きや事務決裁規程、会計規則等の市の規程に基づき事務処理及び会計処理を行うこととし対応している。」との回答を得ているが、これらに準じていない事務処理が散見されるので、その取扱いについて徹底されるよう指導を行われたい。
- イ 実施事業では教育委員会と協議会との共催が多く、費用についても同一事業に市予算と協議会予算（補助金）が支出されているケースが多い。費用の分担について事業ごとに定め、補助金の対象となる経費を明確に区分し、教育委員会事業分と人権教育協議会事業分の会計処理を適正に分離し、混同することのないようにされたい。また、所管部署として関係書類を適切に整備されたい。
- ウ 補助金交付事務について、補助事業等実績報告書が提出された段階で、所管部署として補助金額が全額適正に使われているか、内容を十分審査し、補助金を確定する必要があるので、補助金の確定に係る決裁を取っておかれたい。
- エ 補助金が税金その他貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないことは、補助金の交付・使用に当たっての根本であるので、団体への周知・指導を徹底されるとともに、所管部署でのチェックを徹底されたい。
- オ 会計処理等については所管部署の職員が団体の支出事務にかかわっているため、団体と一体となった感があるが、事務を行うに当たっては補助金を交付しチェックする立場、補助金の交付を受け使用する立場を明確に意識し、混同することのないよう対応されたい。

第5 まとめ

今年度の財政援助団体の監査は、平成28年度に市が財政援助を行った団体のうち、西条市サイクリング大会実行委員会、西条市人権教育協議会の2団体を選定し実施した。

当該両団体については、市の所管部署が事務局を担い、「準公金」の会計処理を行っているので、その取扱いについても併せて審査を行った。

なお、今回の監査の総括は、次のとおりである。

1 総括

昨今の厳しい行財政運営のもと、市民からは、透明性はもとより効率的で効果的な予算執行が求められているところであり、市の補助金所管部署におかれては、この度の監査結果に基づく下記の指導・助言事項を参考に、補助事業の公益性も踏まえて、その必要性や有効性等を改めて検証するとともに、補助金の執行に係るチェック体制の整備等の内部統制を図り、適時、適切な事務処理や会計処理が行われるよう要望する。

- (1) 平成26年8月に西条市補助金等検討委員会から提出された「補助金の見直しに関する提言書」では、個々の補助金の検証結果及び見直し方針等が示されるとともに、補助金交付要綱及び事務処理の適正化等の意見・要望が出されている。

各所管部署においては、この提言書の内容を十分に理解し、補助金について再度検証を行い、補助金の見直し及び事務処理の適正化を行われたい。

- (2) 補助金制度を設ける場合は、どういう目的をもって、何を補助対象事業、補助対象経費とするのか、交付の事務手続きはどうするのか、精算手続きをどうするのかという点などについて明確にする必要があり、その内容については補助金交付要綱に具体的に規定されたい。

現在、運用されている補助金交付要綱についても、補助対象事業、補助対象経費等が具体的に規定されているかどうか、改めて確認されたい。

- (3) 補助金の使途については、公平性、公正性が強く求められることから、すべての補助金について、目的のとおり適正に使われているかどうかをチェックする必要がある。所管部署においては、提出される実績報告書等の確認だけではなく、団体が保有する補助金に関する支出関係書類等の調査等を実施するよう要望する。

事業完了前に補助金を交付した場合は、事業完了後に補助金が全額適正に使われているかを確認し、補助金の精算及び確定事務を行われたい。

- (4) 市が事務局を担っている場合においては、補助金を交付する立場としての所管部署と財政援助団体の事務局としての所管部署との区別が付きにくい状況となっている事例が散見されるので、補助金の会計処理を行うに当たり、常に両者の立場を区別する意識をもって事務処理を行われたい。

- (5) 多額の繰越金が、発生（累積）している事業に関して、その繰越金の妥当性の検討はもとより発生の原因分析を行い、繰越金の必要性やその相当額についての検証を行っていただきたい。